

総務委員会

審査内容の報告



小田委員長 中嶋副委員長 松本委員 永水委員 田中委員
中村委員 大里委員 岩橋委員 杉 委員 広田委員 大谷委員

議員等50万円以上契約禁止

■政治倫理条例

本案は、住民全体の奉仕者として、政治倫理の確立に努め、その権限または地位による影響力を不正に行使し、自己および親族または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、行政に対し公正で開かれた民主的な市政の運営を確保するため提案されたもの

です。

審査においては、全議員の意見を聴取するため、議会運営委員会との連合審査を開催し、意見集約を図ると共に九州大学名誉教授の斎藤文男先生の助言をいたしました。

資産等報告書については本条例の根幹を成すものであり、追加すべきとの意見が大勢を占め、追加することとなりました。

一般物品納入契約の制限については、年間50万円以上の契約について禁止することとなりました。企業より給与や報酬を受けている場合も請

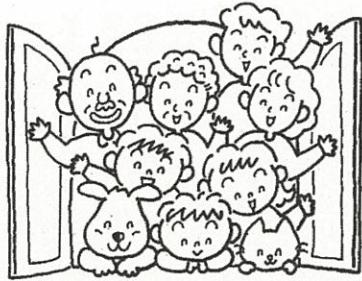
負契約は禁止すべきではないかとの意見が出され、役員等に就任している場合については、制限する条項を追加することになりました。

『市民』、『住民』の表記が混在しているとの指摘があり、『住民』は現に嘉麻市に住所を有するものであることから、通勤、通学者も含む『市民』に統一をしました。

委員からは、「本条

例の施行については、公布の日から施行するのではなく、在任特例後より施行すべき。」との意見も出されました。

審査の結果、賛成多



企画財政委員会

審査内容の報告



特例債を積立、基金利子運用

■地域振興基金条例

本案は、合併後の新市における地域住民の連帯の強化または地域振興等のために必要な経費の財源として、合併特例債を活用して基金を積み立てるものです。執行部より、「この基金の目的は、新市的一体感を図るためのイベントの開催や民間団体への助成など、また、合併前の各地域における地域振興等を図るために地域行事や伝統文化の伝承、商店街活性化対策などに要する経費が対象となる。」

「この事業費のおおむね95%は地方債を充當することができ、更にこの地方債の返済額の70%は国から普通交付税として交付される。」

「嘉麻市としての基金積み立ての上限額は25億9100万円で、このうち起債（借金）が24億6140万円、残りの1億2960万円が一般財源からの支出となり、本年度から3ヶ年に渡って積み立てることといたしました。」との説明がありました。

委員からは、「財政状況が厳しいなか、基金を積み立てることに反対である。」との意見もありました。

審査の結果、賛成多



市内の商店街



産業経済委員会

審査内容の報告

指定管理者制度の有効活用を

■字の区域の変更

本案は、南嘉穂地区ともない、嘉麻市嘉穂の字界が原形をとどめなくなつたので、字の区域を変更するため提案されたものです。

執行部より、この変更は中山間地域総合整備事業により行われることの説明がありまし

た。

審査の結果、全会一致で可決しました。

■山田活性化センターの指定管理者の指定

両案は、地方自治法

の改正に基づき、施設運営を管理委託から指定管理者制度に変更するため提案されたもの

です。

執行部より、「カツ

ホー馬古屏には農事組

合法人カツホー馬古屏

を、山田活性化センター

には福岡県嘉穂農業

協同組合を指定管理者

に指定したい。」との

説明がありました。

委員より、「住民への

について、「管理期間

市内物産館



市内物産館

情報公開が行われてい

ないので、周知をする

期間として1年5ヶ月

くらいが妥当ではない

か。」「1年ほどでは

指定を受ける方ができ

ないのではないか。」

との意見が出されました。

審査の結果、委員よ

り管理期間については

当初提案より1年短い

1年5ヶ月とする修正

案が提出され、全会一

致で両案とも修正可決

しました。

審査の結果、出席者

り管理期間については

当初提案より1年短い

1年5ヶ月とする修正

案が提出され、全会一

致で両案とも修正可決

しました。

建設委員会

審査内容の報告

大力橋、八丁トンネル位置決定を待つ



高倉委員

■嘉麻市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

本案は、地方自治法の改正により調整手当

が廃止され、新たに地

域手当が創設されたこ

とにともない提案され

たものです。

審査の結果、出席者

全員で可決いたしました。

審査の結果、改修の

必要性は認めるものの、

一般国道322号八丁

峠のトンネルの位置決

定を待つて審査する必

要があるとして、出席

者全員で継続審査と決

しました。



老朽化した大力橋

本請願は、嘉穂地区の千手川の大力橋が、架設以来53年が経過し、老朽化が進み、幅員も狭く、歩道もなく危険であるとして架け替えを求めるものです。

執行部より、「老朽化は進行しているが、直ちに危険な状況ではなく、利用度、危険性、財政状況等を総合的に判断し、優先順位に基づいて計画的に改修していくたい。」

また、「付近に一般国道322号八丁峠のトンネルが計画され、本年度中に位置が決定されるため、これを待つてアクセス道路等の